

新元号に関するお知らせ

事業主 様

本年5月1日の改元日前に送付される通知書や納付書等に、改元日以降の日が「平成」で表記されている場合も法律上は有効なものとして取り扱われます。

任意継続被保険者 様

お持ちの被保険者証の喪失予定日や納付書の納付目的年などが「平成」表記となっておりますが、5月1日以降につきましては、新元号に読み替えて取り扱うことになり、被保険者証及び納付書も有効なものとなります。